

## <報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和4年7月14日

### 「第249回埼玉県都市計画審議会」を開催します

(同時発表：埼玉県建設専門紙記者会)

埼玉県では、第249回埼玉県都市計画審議会を開催します。  
「朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」など12議案を審議します。

#### ● 「第249回埼玉県都市計画審議会」の概要

**1 日時** 令和4年7月21日(木) 午前10時から

**2 場所** さいたま市浦和区仲町2-5-1  
ロイヤルパインズホテル浦和 4階 ロイヤルクラウンA  
電話 048-827-1111

**3 議題** 「第249回埼玉県都市計画審議会案件一覧表」のとおり  
(議第5259号から議第5270号の12議案)

**4 傍聴の可否** 可。ただし、審議内容が埼玉県情報公開条例第10条各号に該当するため埼玉県都市計画審議会が非公開と決定した議案等については傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。

**5 傍聴定員** 10名

**6 受付方法** 傍聴を希望される方は、審議会当日、開会30分前までにマスクを着用の上、傍聴受付(2階 こぶしの間)へお越しくください。  
なお、傍聴希望者が定員を超えている場合は開会の30分前に抽選を行います。

(参考) この審議会は、都市計画法第77条の規定により設置されている知事の附属機関です。本審議会では、土地利用や都市施設の配置、市街地開発事業など、都市計画に関する事項を昭和44年から調査審議しています。

**7 問い合わせ先** 埼玉県都市整備部 都市計画課 総務・企画・景観担当  
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
TEL 048-830-5335 (直通)

## 第 2 4 9 回 埼玉県都市計画審議会 案件一覧表

議案番号	議 案 名	市町村	決定 (許可) 権者
5 2 5 9	朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	朝霞市	県
5 2 6 0	朝霞都市計画区域区分の変更について	朝霞市	県
5 2 6 1	朝霞都市計画道路の変更について	朝霞市 志木市	県
5 2 6 2	上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	上尾市 伊奈町	県
5 2 6 3	上尾都市計画区域区分の変更について	上尾市 伊奈町	県
5 2 6 4	秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	秩父市 横瀬町 皆野町	県
5 2 6 5	ときがわ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	ときがわ町	県
5 2 6 6	小鹿野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	小鹿野町	県
5 2 6 7	羽生都市計画道路の変更について	羽生市	県
5 2 6 8	越谷都市計画道路の変更について	越谷市 吉川市 松伏町	県
5 2 6 9	児玉都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について	本庄市	県
5 2 7 0	草加都市計画事業鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業の事業計画（第9回変更）に係る意見書について	八潮市	—

※各議案の概要は別添のとおりです。

**議第 5 2 5 9 号 朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）**

[議案概要]

本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」の改定や関係法令の改正、社会経済情勢の変化を踏まえ、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用を促進するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当  
直通番号 048-830-5341

**議題 5 2 6 0 号 朝霞都市計画区域区分の変更について（県決定）**

[議案概要]

朝霞市あずま南地区（約 13.5ha）については、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当  
直通番号 048-830-5345

## 議第5261号 朝霞都市計画道路の変更について（県決定）

### [議案概要]

3・2・10号志木和光線の沿道では、新たに土地区画整理事業による土地利用が予定されており、併せて周辺の道路整備計画にも変更が生じています。

これに伴い、本路線と周辺市道との接統計画にも変更が必要となったことから、不要となった当初の市道取り付け位置において隅切りを削除するため、一部区域の変更を行うものです。

### [意見書の有無]

無

### [問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

## 議第5262号 上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）

### [議案概要]

本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」の改定や関係法令の改正、社会経済情勢の変化を踏まえ、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用を促進するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

### [意見書の有無]

無

### [問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

**議第5263号 上尾都市計画区域区分の変更について（県決定）**

[議案概要]

上尾市大谷南部鴨川沿川地区は、河川改修事業により一級河川鴨川の河川区域が変更されたため、区域区分の境界を変更し市街化区域に編入するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5345

**議第5264号 秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）**

[議案概要]

本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」の改定や関係法令の改正、社会経済情勢の変化を踏まえ、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用を促進するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

**議第5265号 ときがわ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）**

[議案概要]

本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」の改定や関係法令の改正、社会経済情勢の変化を踏まえ、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用を促進するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

**議第5266号 小鹿野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）**

[議案概要]

本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」の改定や関係法令の改正、社会経済情勢の変化を踏まえ、コンパクトなまちづくりの更なる推進や、防災・減災対策の強化、都市内の緑地の保全・活用を促進するため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

## 議第5267号 羽生都市計画道路の変更について（県決定）

### [議案概要]

3・3・1号国道122号線、3・3・17号国道125号羽生バイパス線及び3・3・18号国道125号羽生バイパス線は、羽生市内の幹線道路ネットワークを形成する重要な路線であり、沿線では、物流倉庫や大規模商業施設の開業が相次ぐなど、交通需要が高まっています。

このため、一部区間の幅員を変更するとともに、交差点形状を変更するものです。併せて、車線数を4及び6に決定するものです。

### [意見書の有無]

無

### [問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当  
直通番号 048-830-5343

## 議第5268号 越谷都市計画道路の変更について（県決定）

### [議案概要]

3・3・3号浦和野田線における一級河川元荒川と重複する区間において、現在の河川整備計画を踏まえ、河川環境の保全及び、周辺道路へのアクセス性に配慮した道路整備計画を再検討した結果、一部区間の線形を変更するものです。

併せて、車線数を4に決定するものです。

### [意見書の有無]

有

### [問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当  
直通番号 048-830-5343

議第5269号 児玉都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

[議案概要]

産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障が無いかを建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

1 敷地の位置 埼玉県本庄市児玉町宮内字大谷838番4

2 敷地面積 9,842.06㎡

3 用途地域 無(非線引き都市計画区域)

4 処理施設 <処理施設>

【一般廃棄物処理施設(既設)】

・ごみ処理施設(破碎施設) 1基

処理能力 120.00t/日

【産業廃棄物処理施設(新設)】

・破碎施設(新設) 1基

廃プラスチック類(P S) 処理能力 24.00t/日

・破碎施設(新設) 1基

廃プラスチック類(P E) 処理能力 42.64t/日

・破碎施設(新設) 1基

廃プラスチック類(P P) 処理能力 21.60t/日

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当

直通番号 048-830-5519

議第5270号 草加都市計画事業鶴ヶ曽根・二丁目土地区画整理事業の事業計画(第9回変更)に係る意見書について

[議案概要]

草加都市計画事業鶴ヶ曽根・二丁目土地区画整理事業の事業計画(第9回変更)を定めるにあたり、事業計画案を令和3年11月24日から令和3年12月7日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、知事あてに5通5名の意見書の提出がありました



ので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第3項の規定に基づき、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

[問い合わせ先]

都市整備部 市街地整備課 八潮新都市等整備・区画整理担当

直通番号 048-830-5381